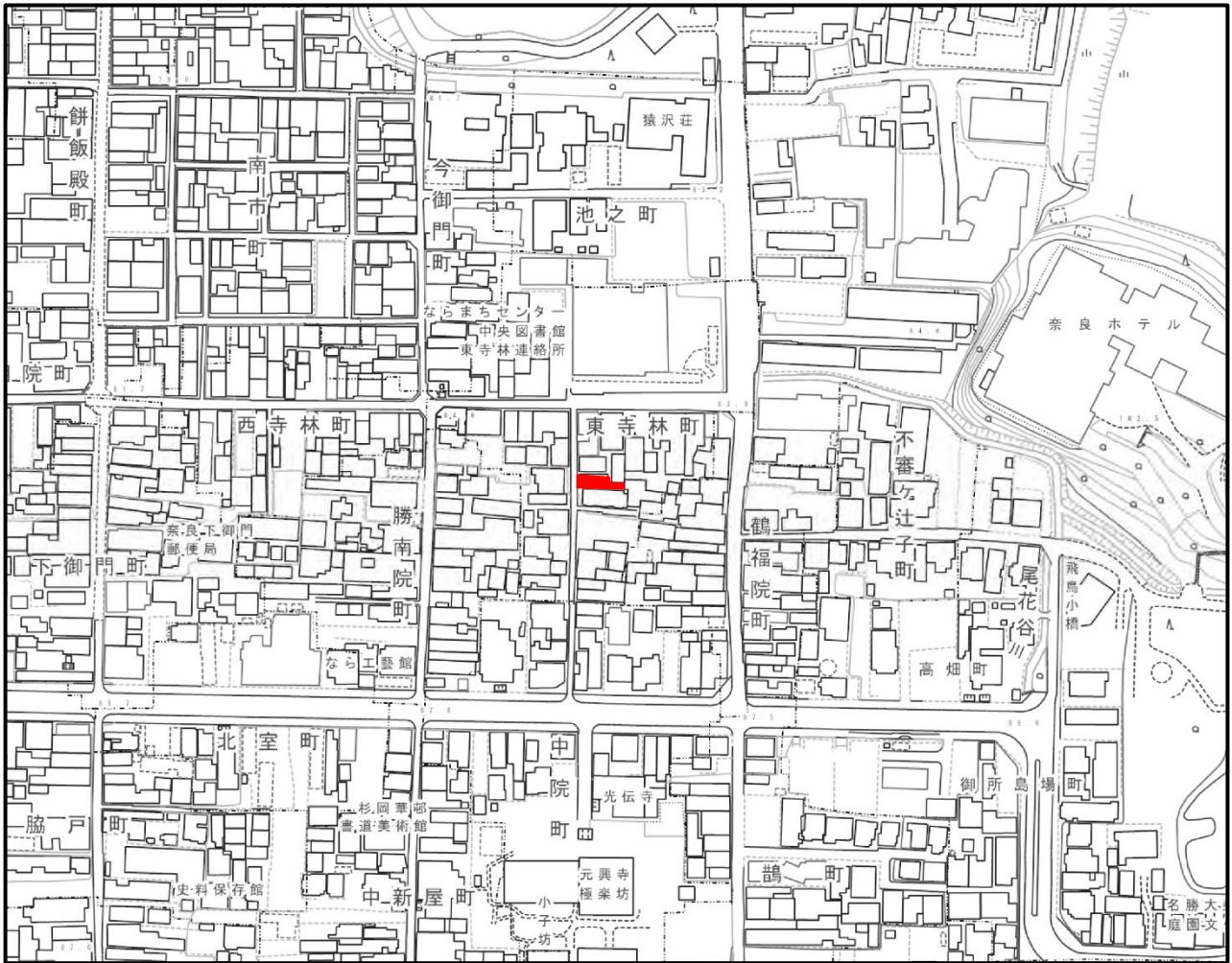


歴史的風致形成建造物 指定台帳（抜粋）

指定番号	12	名称	旧山中家住宅	
指定年月日	H31.3.26	所在地 (指定地)	奈良市東寺林町9番地	
指定建造物	主屋	建築年代・概要	昭和初期	木造平屋建、切妻造、棧瓦葺一部金属板葺
位置 ・ 歴史	<p>当町は奈良町の中心部、猿沢池の南方に位置する。もと元興寺の領地で、17世紀に設置された柳生藩の蔵屋敷には能舞台や茶室もあったという。明治以降は蔵屋敷跡に警察署、市役所などが建ち官衙街となるとともに、芝居小屋や花街などに近い繁華街としても栄えた。</p> <p>敷地は現所有者の祖父である山中要藏が明治44年から所有する。建築年代は不明で、明治後期頃まで遡る可能性もあるが、昭和初期には貸家であったことがわかっており、これが下限となる。昭和初期の入居者は戦後まで小料理屋を営んでいたという。その後も貸家として使われたが、平成20年頃から空家となり、平成30年度の修理で貸店舗として利活用できるようにしている。</p>			
建物特徴 ・ 改修履歴	<p>敷地は南北通りに西面し、間口は約2間半である。主屋は、前方の東西棟と後方の南北棟からなる。妻入となる正面には奥行の浅い下屋が付き、中央と北側を戸口として腰付ガラス戸を入れ、南側に窓を付ける。戸口は、当初は全て引違い戸であったが、上部に庇が付く中央の開口は、活用のために片引き戸に変更されている。庇周辺は自然木や丸太材を用い、窓は下地窓風の格子窓とするなど、数寄屋風の表構えである。上方の妻壁は土蔵風に漆喰で塗り込める。前方部の北側半間は奥に続く通路で、道路境には下屋と一連の出入口を設ける。南北棟は建ちが高いが、北側半間は落棟とする。</p> <p>内部は、表側半間を土間とし、東西棟に1室、南北棟に前後2室並べ、背面に縁を設けていたが、平成30年度の改修で構造を残して造作材を全て撤去し、通り土間であった落棟はトイレと物置に、3室あった居室は1室に変更されている。なお、当初は東西棟の北側1間半は土間で、南側半間は奥の座敷に続く廊下であった。これは、表の土間と奥の座敷に客を通すことを想定した平面とみられ、土間を丸窓や下地窓で飾っていた。</p> <p>東西棟と南北棟からなる構成、数寄屋風と土蔵風を合わせた正面外観は独特である。かつては内部の随所に数寄屋風の凝った意匠を用いており、一般の町家とは異なる趣味色の強い建物で、類例が少なく希少である。平面や場所柄等から、当初から飲食店として建てられた可能性もある。改修) 昭和30年代初め頃までに、東西棟に居室を設けるなど内部の間取りを改造したとみられる。平成に入り、建具をアルミサッシに、庇下を開口からトタン壁に改造。平成30年度に内部改修を実施。</p>			
活用	貸店舗として活用予定。			
価値	一般的な町家と異なる奈良町で類例の少ない希少な建物で、奈良町の町家の暮らしにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与すると考える。			



歴史的風致形成建造物 指定台帳（抜粋）



付近見取図

